

平成30年度 第3回 射水市在宅医療・介護連携推進協議会議事録

日時 平成31年2月20日（水）午後1時30分～2時40分

会場 射水市役所 2階 202会議室

○議題

(1) 各部会の検討内容について

ア 在宅医療介護提供体制ワーキング部会

部会長より説明

意見交換（在宅介護者への支援について）

- ・相談を受けるケアマネジャーの力量が問われる。訪問看護ステーションの役割も重要。
- ・ケアマネジャーへ研修をする際に、医療と介護の連携についても内容に含める。
- ・介護者支援の大切さはケアマネジャーも常々感じており、家族に関わっていくためのツールとしてアセスメント票を活用したい。他の業務との時間調整をしながら進めていく必要があると考える。
- ・介護福祉業界に入ろうという若者がおらず、人材不足となっていることも課題である。

イ 情報共有ツールワーキング部会

部会長より説明

意見交換（多職種連携支援システムについて）

- ・事業所のパソコンやモバイルなどのインターネット環境からのシステム利用となる。業者が決定した後の利用者向け説明会の中でセキュリティなどを含めたシステムの利用基準についても示していく。
- ・多職種の情報共有の方法は地域に任せられており、ICTを使用しない人がいてもよいが、これを利用した人からの口コミでICTの利用が広がって欲しい。使いやすいシステムを選定できれば。
- ・システムを活用し、様々な情報共有ができることがメリット。空き時間等にツールを利用し、患者の状態を確認したりすることで連携が深まるのではないかと。緊急事態には今までどおり電話やファックスでの連絡となると思うが、システムを活用していきたい。

ウ 住民普及啓発ワーキング部会

部会長より説明

意見交換（在宅医療と介護を考える市民公開講座について）

- ・昨年は400名余りの参加者、今年は220名程。要因は他の講演会や行事等が重なっていたこと。スケジュールを考慮すべきであった。PRについては自治会等への回覧板での周知を検討していかなければならないかと考えている。
- ・口腔ケアは興味深いテーマであり、講演会内容については大変良かった。医師会、薬剤師会での相談会にたくさんの来場者がおり、あのような会場で相談ができる内容が大変良い。継続していけたら。人数は減ったが、内容は充実していたかと思う。

(2) その他

資料説明(事務局)

平成30年度 第3回射水市在宅医療・介護連携推進協議会 次第

日時 平成31年2月20日(水)

午後1時30分～2時30分

会場 射水市役所 2階 202会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 各部会の検討内容について

ア 在宅医療介護提供体制ワーキング部会

(資料1)

イ 情報共有ツールワーキング部会

(資料2)

ウ 住民普及啓発ワーキング部会

平成30年度在宅医療と介護を考える市民公開講座

～この街で この家で ずっとあなたといたいから～ 実施報告 (資料3)

(2) その他

3 閉 会

<参考資料>

・ 平成30年度ワーキング部会実施状況

(参考資料)

在宅介護者への支援に関する取組(案)



介護者を「要介護者の家族介護力」として支援するのではなく、**介護者本人の「生活・人生の質を向上させる」という視点を持ち、要介護者及び介護者への総合的な支援を目指す。**

<これまでの経緯>

- H29年度 家族介護者やケアマネジャーへアンケート調査を実施
アンケート結果やワーキング部会での話し合いから課題を抽出
- H30年度 課題解決に向けた取組の検討

課題

在宅での介護をできる限り続けることができるよう
介護者への身体的・精神的サポートが必要

介護者支援の具体的な取組として...

1 介護者アセスメントや支援の強化

要介護者だけでなく、介護者本人の生活にも視野を広げたアセスメントを実施し、介護ニーズの把握を行う。

・射水市版介護者アセスメント票の作成

ケアマネジャーが介護者の不安や負担を把握することができるアセスメント票を作成する。

・ケアマネジャーへの啓発(H31年度)

作成したアセスメント票の活用方法や介護者支援に関する研修会を開催する。

2 介護者支援の体制づくり

具体的な介護ニーズに合わせ、介護者やケアマネジャーが気軽に相談できる体制づくりを行う。

・市内介護保険サービス事業所へ調査

在宅介護者への支援としてできることについて事業所へアンケート調査を実施

・介護者支援パンフレットの作成(H31年度)

「射水市介護お助け隊(仮称)」として介護者支援のできる事業所などを紹介する。

1 介護者アセスメントや支援の強化



介護が必要な状況になった時に家族は？

- ・介護申請やサービスの契約などの手続き等、慣れないことがたくさんあり、介護者は疲労してしまう。
- ・病院で退院支援を行っているが、在宅生活をイメージできない人も多い。
- ・介護が始まってから、具体的な困りごとが出てくることが多い。

介護者が自宅での介護ペースを作れるよう介護を始めた最初の期間に集中的な支援を行うことが必要！

**ケアマネジャー(介護者の状況や課題に気づいて支援できる！)
本人や家族の状況をしっかりアセスメントして関わることが重要**

介護者アセスメント票を利用することで…

自己チェック方式
(必要に応じて聞き取り)

- ・家族介護者が担っている介護、相談者や支援者の状況、今感じている不安や課題、将来への不安や課題、希望する生活などを把握し、支援につなげる
- ・自己チェック方式とすることで、介護者自身の気づきを促す
(相談の必要性に気づいて自己発信できる)

2 介護者支援の体制づくり

在宅療養を継続するには介護者を支える人が必要

- ・長い介護生活の中では本人の状態も変化し、介護の困りごととも変化するが、どんなことに困り、誰に相談をして良いのか分からない場合もある。
- ・介護者が自らの困りごとに気づかないまま介護を続け、問題が大きくなってから気づく場合もある。



本人や介護者の状況に応じて、タイムリーな支援を行うことが必要！

ケアマネジャー（本人・家族の1番近い存在。困りごとをキャッチできる）
アセスメントやモニタリングから具体的な支援を行うことが重要

困ったときに気軽に相談できる体制づくりのひとつとして…

ケアマネジャーだけでなく、多職種が
チームで介護者を支援できる体制を考える

介護者支援パンフレットを作成（H31年度）
「射水市介護お助け隊（仮）」として
介護者支援のできる事業所などを紹介し、
支援に役立てる。

介護をしているあなたへの質問



射水市案

この質問用紙は介護をしているあなたの体調や気持ちなどをケアマネジャーに伝えるためのものです。介護をしているあなたも含め、ご家族のより良い生活を一緒に考えるため、お答えできる範囲でご記入をお願いします。なおプライバシーの保護には十分配慮します。

介護者氏名 _____ (続柄 _____) 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

問1 介護を始めてからどれくらいですか

ア 1か月以内 イ 半年以内 ウ 1年以内 エ 1年以上

問2 介護をしている人との人間関係についてどのように感じていますか

(1) 介護をする前

ア 良かった イ まあ良かった ウ 普通 エ あまり良くなかった

(2) 現在

ア 良い イ まあ良い ウ 普通 エ あまり良くない

問3 介護をすることについてどのように感じていますか

(1) 介護のために自分の生活（仕事や学業、家庭や社会の役割）に支障が出るのは

ア 構わない イ まあ構わない ウ やや抵抗がある エ 抵抗がある

(2) 自分が介護を担うことは

ア 構わない イ まあ構わない ウ やや抵抗がある エ 抵抗がある

問4 現在の自分の健康状態はどうですか

(1) 体調について

ア 良い イ まあ良い ウ やや良くない エ 良くない

(2) 持病など健康面で気になること

(_____)

(3) 睡眠について

ア よく眠れる イ まあ眠れる ウ あまり眠れない エ 眠れない

(4) 食事について

ア よく食べられる イ まあ食べられる ウ あまり食べられない エ 食べられない

(5) イライラすることは

ア よくある イ 時々ある ウ あまりない エ ない

(6) 落ち込むことは

ア よくある イ 時々ある ウ あまりない エ ない

(7) 孤立を感じることは

ア よくある イ 時々ある ウ あまりない エ ない

問5 介護を実際に手伝ってくれる人は(家族、親戚、友人など)

ア いる イ いない

問6 困ったときに頼める人は(介護サービス事業者も含む)

ア いる イ いない

問7 悩みや気持ちを相談できる人は

ア いる イ いない

問8 介護に関する専門的なことを聞ける人は

ア いる イ いない

問9 介護の他にしていることは

ア 仕事 イ 子育て ウ 他の家族の世話 エ ボランティア
オ 学業 カ その他()
キ 特になし

問10 自分の時間を持つことは

ア できる イ まあできる ウ あまりできない エ できない

問11 介護をする中で、うまくいかなかったり困ったりすることはありますか

ア 買い物 イ 食事の用意(調理) ウ 掃除や洗濯 エ 食事介助
オ 口腔ケア カ 着替えの介助 キ 洗面・入浴介助 ク 排泄介助
ケ 服薬介助 コ 通院介助 サ 医療的処置 シ 金銭管理
ス 夜間の世話() セ 認知症状の対応()
ソ 仕事との両立 タ 親戚や近隣との人間関係 チ 介護事業所との関係
ツ その他()

問12 情報や支援を希望すること、ケアマネジャーに知っておいてもらいたいこと

自分らしい生活を送るためにどのように暮らしたいか、もしもの時の対応など

在宅介護者への支援に関するアンケート調査の実施について

1 目的

高齢者が医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、在宅で介護をする介護者への身体的・精神的サポートとして、介護をする中で困ったときにタイムリーに相談できる体制づくりを行うことを目的に、射水市内の事業所等へアンケート調査を行う。

2 調査対象事業所

事業所名	市内事業所数	回答数	回答率
訪問介護	17	8	47.0%
訪問入浴	2	2	100.0%
訪問看護	10	9	90.0%
訪問リハビリテーション	2	2	100.0%
通所介護	32	16	50.0%
認知症対応型通所介護	6	3	50.0%
通所リハビリテーション	5	4	80.0%
短期入所生活介護	11	6	54.5%
福祉用具貸与・販売	3	2	66.7%
小規模多機能型居宅介護	11	7	63.6%
介護老人保健施設	3	2	66.7%
	102	61	59.8%

3 調査方法

調査票は自記式とし、郵送で配布、FAX回答とする。

4 調査期間

平成30年12月5日（水）～12月25日（火）

5 調査回答期限

平成30年12月25日（火）

6 調査結果について

平成31年1月に在宅医療介護提供体制ワーキング部会で調査結果をまとめ、射水市在宅医療・介護連携推進協議会へ報告する。

また、平成31年度には「(仮称)射水市介護お助け隊」として、多職種が実施する介護者支援を一覧にしたパンフレットを作成し、ケアマネジャーや本人・家族へ配布する。

<在宅介護者への支援に関するアンケート調査>

事業所名		
住 所		
連絡先	電話	FAX
営業日		
営業時間		
事業所区分	1 訪問介護 2 訪問入浴 3 訪問看護 4 訪問リハビリ 5 通所介護 6 認知症対応型通所介護 7 通所リハビリ 8 短期入所生活介護・療養介護 9 福祉用具貸与・販売 10 小規模多機能型居宅介護	

問1) 在宅介護者への支援としてどのようなことを実施していますか。 *該当箇所を○で囲んでください。

	支援内容	実施有無	利用者以外の家族への支援の可否
1	介護方法についての相談	実施有・実施無・今後予定	支援可能・支援不可・今後予定
	【実施有の場合、特に力を入れていることなどがあれば記入してください。】		
2	認知症の対応についての相談	実施有・実施無・今後予定	支援可能・支援不可・今後予定
3	介護者のヘルスチェック、健康相談	実施有・実施無・今後予定	支援可能・支援不可・今後予定
4	介護者教室(介護の知識や技術の取得等)	実施有・実施無・今後予定	支援可能・支援不可・今後予定
5	介護者交流会(情報交換、リフレッシュ等)	実施有・実施無・今後予定	支援可能・支援不可・今後予定

問2) 上記以外の支援として実施していることがあれば記入してください。

問3) *短期入所生活介護・短期入所療養介護・小規模多機能型居宅介護のみお答えください。

緊急時や介護者のレスパイト等でのショートステイ利用は可能ですか。

- 1 相談可(空き状況により利用可能) 2 相談不可(利用できない)

問4) 問1~3で記入されたことを介護者支援としてパンフレットに掲載させていただくことを検討しています。掲載について同意いただけますか。

- 1 同意します 2 同意しません

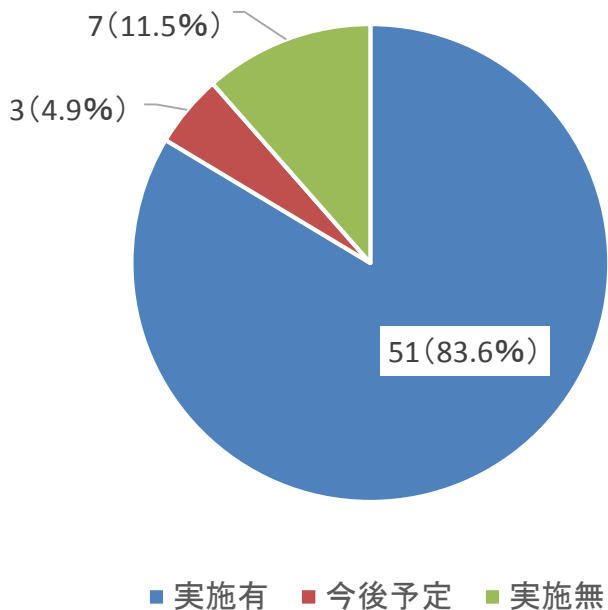
*回答された方の職・氏名・連絡先 (パンフレット作成の際に、内容確認等をさせていただきます。)

回答者	職名	氏名
連絡先	メール(あれば)	

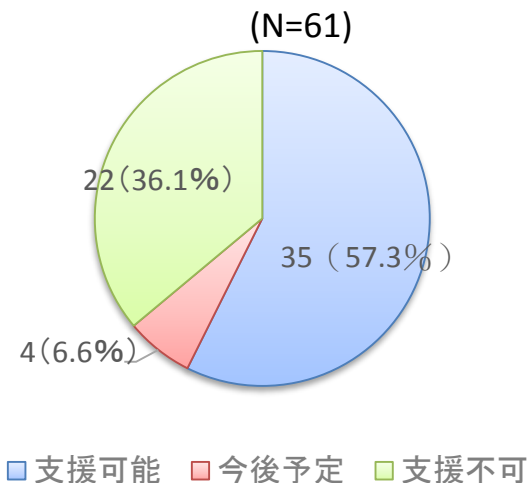
在宅介護者への支援に関するアンケート調査結果（回答事業所61）

1 在宅介護者への支援としてどのようなことを実施していますか

(1) 介護方法についての相談 (N=61)



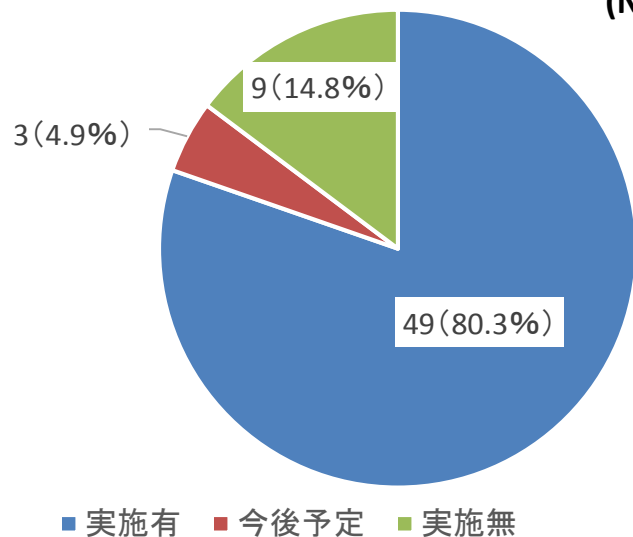
利用者以外の家族への支援の可否



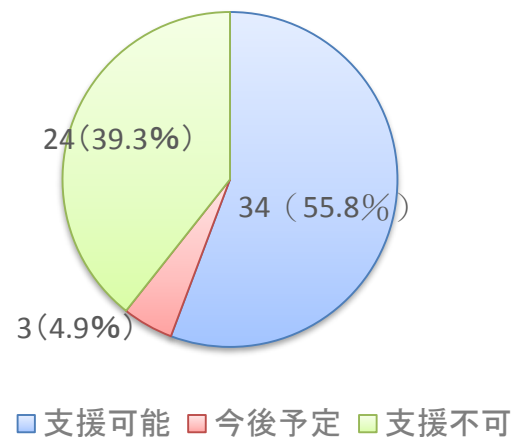
- ・ おむつ交換や衣服着脱、トイレ介助の方法等（訪問介護、小規模多機能型居宅介護）
- ・ 移乗方法やオムツのあて方、皮膚トラブルの予防等のアドバイス（訪問入浴）
- ・ 日常生活における援助、安全対策、その方の生活にそった介護指導（訪問看護）
- ・ 起き上がり、移乗、歩行、排泄や更衣等に対する介助方法（訪問リハビリ）
- ・ 安全な介助方法等（通所介護）
- ・ 住宅環境に応じたアドバイス（通所リハビリ）

(2) 認知症の対応についての相談

(N=61)

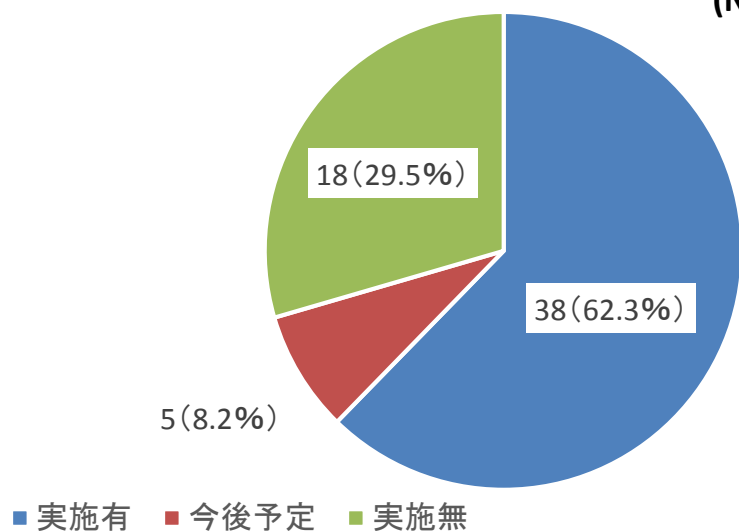


利用者以外の家族への支援の可否 (N=61)

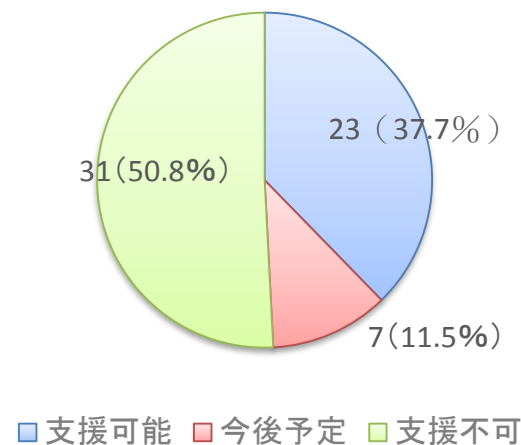


(3) 介護者のヘルスチェック、健康相談

(N=61)

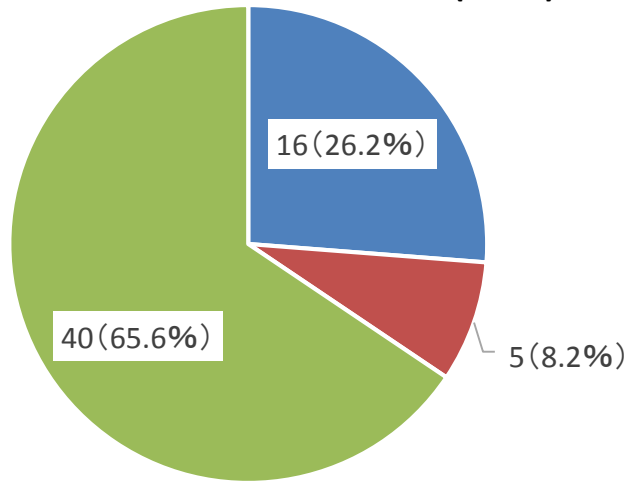


利用者以外の家族への支援の可否 (N=61)



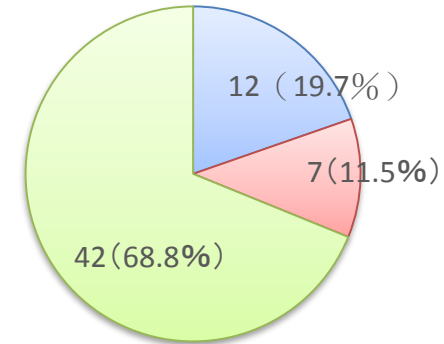
(4) 介護者教室(介護の知識や技術の取得等)

(N=61)



■ 実施有 ■ 今後予定 ■ 実施無

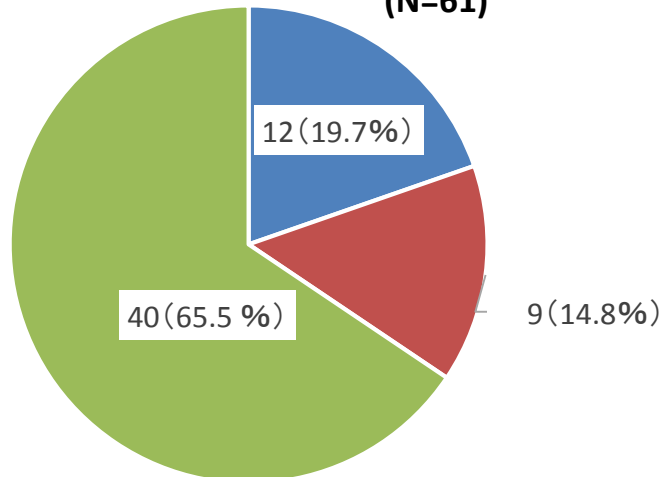
利用者以外の家族への支援の可否 (N=61)



■ 支援可能 ■ 今後予定 ■ 支援不可

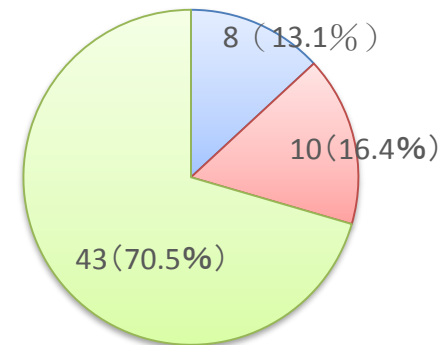
(5) 介護者交流会(情報交換、リフレッシュ等)

(N=61)



■ 実施有 ■ 今後予定 ■ 実施無

利用者以外の家族への支援の可否 (N=61)



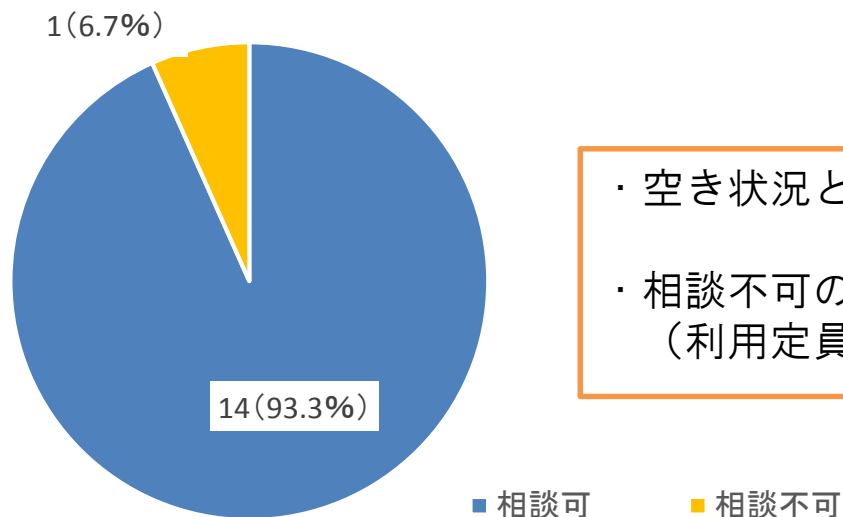
■ 支援可能 ■ 今後予定 ■ 支援不可

2 その他の支援として実施していること

- ・介護支援専門員、認知症ケア専門士の資格があるので、介護保険制度の相談対応（訪問介護）
- ・不定期に介護相談会の実施（通所介護）
- ・利用者家族の話を聞くなどストレス解消の支援（通所介護）
- ・リハビリに関する相談（通所リハビリ）
希望に応じて訪問しリハビリの視点から相談対応（料金不要）
- ・認知症カフェの開催（小規模多機能型居宅介護）
- ・介護予防活動として、地域の方と利用者が一緒に100歳体操を実施（小規模多機能型居宅介護）

3 緊急時や介護者のレスパイト等でショートステイ利用は可能ですか

15事業所回答／25事業所（短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所療養介護）



- ・空き状況と利用者の状態により判断
- ・相談不可の理由
（利用定員が少なく、ほとんど空床が見込めないため）

射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務に係る 公募型プロポーザル実施要領（案）

本プロポーザルは、射水市多職種連携支援システムの構築及び運用保守業務に当たり、委託事業者を選定するために行います。

1 業務の目的

在宅療養者が安心した生活を送ることを支援するために、多職種（医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、介護保険サービス事業者等）が情報をリアルタイムで共有し、連携を強化することができるシステムを構築するものです。

このシステムの導入により、限られた業務時間の中、情報伝達の時間削減や事務効率化を図ることができ、また多職種の連携をより深めることで一貫した支援を行い、在宅療養者の生活の質の向上を図ることを目的とします。

2 業務の内容

(1) 件名

射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務

(2) 内容

「射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務仕様書（別紙1-1）」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

- ア システム構築業務 契約締結日から 2019年9月30日まで
- イ システム運用保守業務 2019年10月1日から 2020年3月31日まで

(4) 契約上限金額

- ア システム構築業務 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- イ システム運用保守業務 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・初期構築費は消費税率8%、システム運用費は消費税率10%として提案してください。（なお、消費税率の変更があった場合は、協議の上、変更を行うものとします。）
- ・在宅療養者を支援する多職種が幅広くシステムを利用できるよう、システム運用保守として毎月発生する経費は管理者のみが負担することとします。

3 スケジュール

実施時期	事務内容
2019年4月 1日（月）	実施要領・仕様書等の公表
2019年4月 5日（金）～ 2019年4月12日（金）	質問の受付期間
2019年4月 19日（金）	質問の回答
2019年4月 22日（月）～ 2019年5月10日（金）	公募受付期間
2019年5月 下旬 ← 第1回協議会で報告	第一次審査（書類選考）
2019年6月 初旬 ← 第2回協議会で実施	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
2019年6月 初旬	審査結果通知書の発送
2019年7月 1日（月）～ 2019年9月30日（月）	業務委託契約締結・システム構築
2019年10月 1日（火）～	システム運用開始

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できる者としてします。

- (1) 法人格を有する企業、団体であること。
- (2) 医療・介護情報共有システムの市町村等への導入実績を3件以上有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 申請書の提出の日から契約締結までの間において指名停止の措置を射水市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 打合せ等が必要なときに迅速に対応ができること。

5 プロポーザル参加手続等

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり申請書等を提出してください。（提出先は、後記「10問合せ及び提出先」のとおり）なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。企画提案書は「射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務企画提案書作成要領（別紙2）」に基づき、作成してください。

- (1) 提出書類
 - ア 申請書（様式1）
 - イ 企画提案書（様式任意）
 - ウ システム機能要件回答書（様式2）
 - エ 見積書（様式3）
 - オ 会社概要（様式4）
 - カ 業務実績書（様式5）
- (2) 提出部数
正本1部 副12部
- (3) 提出方法
持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）による
- (4) 受付期間
2019年4月22日（月）～2019年5月10日（金）17時（必着）

6 質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は下記のとおりとします。質問は、企画提案書等の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係るものに限りします。

- (1) 受付期間 2019年4月5日(金)～4月12日(金)13時(必着)
- (2) 提出方法 「質問票(別紙3)」に記入の上、電子メールで提出してください。メールのタイトルを「プロポーザル質問」としてください。
- (3) 提出先 射水市地域福祉課 メールアドレス: chiiki@city.imizu.lg.jp
- (4) 回答方法 2019年4月19日(金)までに射水市ホームページに随時回答を掲載します。(質問者への個別の回答は行いませんのでご注意ください。)

7 選考方法及び審査基準

(1) 基本的な考え方

受託者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、本業務に関する評価を総合的に判断し、総合評価の最も高い提案者を受託候補者とします。

(2) 審査方法

ア 企画提案書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書等の選定は、「射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル方式選定会議」(以下「選定会議」という。)において、「提案内容評価表(別紙4)」に基づき、行います。

イ 選定審査は、第一次審査(書類選考)及び第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)により行います。第一次審査の得点の上位3者程度を第二次審査の対象とします。第一次審査、第二次審査を総合し、順位を決定します。

評価の結果、複数の事業所の合計点が同じ場合は、「確実性評価」の得点が高い方を上位とします。「確実性評価」についても同じ場合は、選定会議の委員による多数決で決定します。

(3) 失格事項等

次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しない場合

ウ 提案内容に虚偽の記載があった場合

エ 委託上限金額を超えた見積書を提出した場合

オ 本要領に定める手続き以外の方法により、プロポーザル関係者に対し、本プロポーザルに関する援助等を直接または間接的に求めた場合、若しくは不正な行為をしたと認められる場合

カ その他、審査を進めるに当たり失格とすべき場合

(4) 審査結果の通知等

参加申込のあった全事業所に対し、審査結果を書面で通知します。審査結果に対する異議申し立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求には応じません。

8 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

市は審査の結果決定した受託候補者と契約を締結します。ただし、受託候補者が契約を辞退した場合、又は参加資格を満たさない失格事項等が判明した場合は次順位の者を新たな受託候補者とし、契約を締結します。

(2) 契約金額

ア 契約金額は、仕様書の確定後に改めて見積書を徴収し、決定します。見積金額は契約上限金額を超えないものとします。また、企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とします。

イ システム運用保守業務に関する契約は、年度ごとに行います。

(3) 再委託の禁止

本業務の履行を第三者に委託又は請け負わせることを禁じます。ただし、本市が承認した場合はその限りではありません。

(4) 瑕疵担保責任

ア 本市は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む）の賠償を請求することができるものとします。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができます。

9 別添資料等

- (1) 射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務仕様書（別紙1-1）
- (2) 射水市多職種連携支援システム機能要件一覧表（別紙1-2）
- (3) 射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務企画提案書作成要領（別紙2）
- (4) 質問票（別紙3）
- (5) 提案内容評価表（別紙4）
- (6) 申請書（様式1）
- (7) システム機能要件回答書（様式2）
- (8) 見積書（様式3）
- (9) 会社概要（様式4）
- (10) 業務実績書（様式5）

10 問合せ及び提出先

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

射水市 福祉保健部 地域福祉課 地域支援係

電話：0766-51-6625

FAX：0766-51-6657

メール：chiiki@city.imizu.lg.jp

射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務仕様書

1 目的

在宅療養者が安心した生活を送ることを支援するために、多職種（医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、介護保険サービス事業者等）が情報をリアルタイムで共有し、連携を強化することができるシステムを構築するものである。

このシステムの導入により、限られた業務時間の中、情報伝達の時間削減や事務効率化を図ることができ、また多職種の連携をより深めることで一貫した支援を行い、在宅療養者の生活の質の向上を図る。

2 システム運用方針

射水市が管理者となり、システム利用者（在宅療養者を支援する多職種）へIDを発行する。利用者はパソコンやモバイル端末等から多職種連携支援システム（以下「システム」という。）にアクセスし、リアルタイムに在宅療養者の状況や多職種の支援状況を把握できるものとする。

システム内に、対象者となる在宅療養者の支援者グループを作成し、グループ内でのみ対象者の情報を共有する。

(1) 多職種間の連携の強化

ア 在宅療養者を支援する多職種の連携強化が図れるシステムとなっており、利用者が必要な情報に簡易にアクセスができること。

イ 利用者が双方向で、連携に必要な詳細情報、支援に関する写真データ等を共有できること。

ウ 利用者の権限の範囲内で、データをいつでも編集できること。

(2) 情報検索のしやすさ

ア 利用者が必要な情報へ確実にアクセスできるよう、情報の検索機能を充実させ、各種条件を統一的に指定して、詳細な条件から情報を抽出できること。

イ 情報の検索や編集などの操作において、操作者がストレスを感じない応答時間であること。（業務処理負荷の高い時間帯を除く。）

(3) システム利用環境・設定

ア サーバー等は本市庁舎外のデータセンターに設置するものとし、運用に必要な環境は受託者が全て用意すること。

イ データセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が国内にあること。

ウ 本市の端末から（OS：Microsoft Windows 10 Pro、ブラウザ：Microsoft Internet Explorer11）インターネット経由でアクセスが可能なこと。

エ サーバー・ネットワーク機器は冗長化を図ること。

オ 厚生労働省標準規格及び厚生労働省委託事業における用語/コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスターのうち該当するものを使用すること。

カ 把握すべき情報や内容は常に変化することが想定されるため、追加コストをかけずに運用できるよう管理者が入力項目の設定などを容易に変更できること。

(4) 問合せ対応

ア 運用・保守に関する問合せ窓口、障害受付窓口を用意し、対応は迅速に行うこと。

イ システムの操作方法、運用上の質疑、情報変更に関する依頼など本市又は利用者からの問合せに対して、一元的に対応すること。

3 業務概要

「射水市多職種連携支援システム機能要件一覧表（別紙1-2）」に基づいたシステムの構築及び必要となる設定を実施し、利用可能な状態にすること。また、本市が管理者としてマスターのメンテナンス等が実施できること。

(1) データベース設計

本市と調整したうえで、選定したシステムの仕様にあわせて、データ項目を設定すること。

(2) データベース導入・設定

機能要件に基づき、パッケージ化されたソフトウェアを利用可能な状態に設定すること。

(3) ユーザーIDの発行及び電子証明書の設定

本システムの利用に当たり、ユーザーIDを発行し、パソコン及びモバイル端末等へ電子証明書の設定を行うこと。システム利用者数には制限がないこと。

(4) 操作・運用マニュアルの提供

「管理者用マニュアル」及び「利用者用マニュアル」を作成し、データで提出すること。

(5) 操作研修

管理者向け研修会1回と利用者向け研修会2回を実施すること。当該研修会では、デモ操作を実施し、質疑応答に対応できる説明者を派遣すること。

(6) 運用テスト

構築後のシステムが正常に稼働するか、ブラウザ表示テストなどの検証を行うこと。

4 セキュリティ対策等

以下に示す事項を適切に実施すること。

(1) 機器構成

ア 本委託内容を実現するために、十分な性能を持ったサーバー等の機器を準備し、インターネットデータセンター等のセキュリティ対策及び災害対策が施された場所に設置すること。

イ 機器の構成、設置場所及びセキュリティ対策状況について、本市に報告すること。

ウ 適正な不正アクセス対策をとること。

(2) 機密性

ア システムを利用するパソコン及びモバイル端末等へ電子証明書を発行し、管理できること。

- イ システムのログイン時に、ID及びパスワードによる認証を行うこと。
- ウ 操作ログの取得を可能とすること。
- エ 管理画面の通信はすべて暗号化すること。
- オ 入力フォームや認証が必要とされるページでは、暗号化された通信（SSL対応）が行われること。

(3) 完全性

- ア コンテンツを管理するサーバー等に、ウィルス対策ソフトウェアを導入すること。
- イ ウィルスソフトは常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。
- ウ ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行うこと。
- エ TLSプロトコルのバージョンは最新であること。
- オ 各フォームはSSL暗号通信に対応させ、証明書は信頼できる第三者発行のものを用いること。
- カ 修正プログラムはシステムへの影響を考慮し、可能な限り事前に動作検証を行ったうえで適用すること。
- キ データ及びシステムの復旧を可能とするため、バックアップをとること。

(4) 拡張性

- ア 利用者の拡大、処理データ量の増加に伴うシステム負荷の増大が見込まれた際、将来的にシステムの処理能力の拡張が容易に行えるシステムであること。

(5) 記録の保持

- ア システムのメンテナンス、修正、更新等の記録を作成し報告するとともに、契約期間を通して保管すること。
- イ 障害発生時は、障害発生から復旧までの全ての記録を作成し報告するとともに、契約期間を通して保管すること。

- (6) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び個人情報保護条例を遵守すること。

5 運用体制・システム保守

(1) 障害対応

- ア 障害発生の連絡が本市からあった場合は、速やかに初期対応方法を示すこと。初期対応の結果、障害が改善されない場合は、原則として24時間以内に現地等に作業員を派遣し、改善を行うこと。また本市へ速やかに状況を報告すること。
- イ データベースは1日1回のバックアップを取得し、不測の事態においてもバックアップした状態に復元可能であること。
- ウ アプリケーションサーバーが二重化されていること。
- エ サーバー障害及びセキュリティに関する問題が発生した場合、速やかに対応できるようサーバーの監視を24時間365日行うこと。

(2) ソフトウェア保守

ア 定期的なメンテナンス作業を実施する場合は、事前に本市に通知した上で、システム運用を止めずに実施するか、夜間に実施すること。

イ システムの不具合修正を継続的に行うこととし、軽微な変更（バージョンアップ）については、運用保守の範囲内で対応すること。

(3) 運用保守費用

システム運用保守のため、毎月発生する経費については、管理者のみに費用がかかることとし、利用者の費用は求めないこと。

6 特記事項

本仕様書等の定めがない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定し、誠意を持って対応するものとする。

射水市多職種連携支援システム機能要件一覧表

項目	機能	必須
システム利用環境・設定	1 パソコンによる操作だけでなく、モバイル端末等でも操作できること。	○
	2 OSはマルチプラットフォーム対応とし、Windows7以降、MacOS10.6以降、Android4以降、iOS6以降に対応すること。	○
	3 WEBブラウザは、Chrome30.0以降、FireFox27.0以降、Safari5.17以降、Internet Explorer11.0以降(Edgeを含む)に対応すること。	○
	4 サーバー等は本市庁舎外のデータセンターに設置すること。データセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が国内にあること。	○
	5 厚生労働省標準規格及び厚生労働省委託事業における用語/コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスターのうち該当するものを使用すること。	○
セキュリティ	6 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び個人情報保護条例に準拠したシステムの機能、ネットワーク接続、運用支援、保守契約要件を満たしていること。	○
	7 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」の「6.11外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」の最低限のガイドラインに準拠していること。具体的には、クローズドなネットワークでの接続を行うか、オープンなネットワークでの接続の場合は、IPsecを用いたVPN接続等によるセキュリティの担保を行うか、TLS暗号化通信をした上で、クライアント証明書を利用したTLSクライアント認証を実施すること。	○
	8 使用するパソコン及びモバイル端末等に電子証明書を発行し、管理できること。	○
	9 操作ログを保存することができること。管理者等が必要に応じて操作ログを確認することができること。	○
	10 管理画面の通信はすべて暗号化すること。入力フォームや認証が必要とされるページでは、暗号化された通信(SSL対応)が行われること。	○
管理者機能	11 申請された利用者のユーザーアカウントを随時発行できること。	○
	12 発行したアカウントのログイン状況を把握できること。	○
	13 各データに関する追加入力項目の設定・編集ができること。	
運用保守	14 運用・保守に関する問合せ窓口、障害受付窓口が設置されており、迅速に対応できること。	○
	15 「管理者用マニュアル」及び「利用者用マニュアル」を作成し、データで提出すること。	○
	16 管理者向け研修会1回と利用者向け研修会2回を実施すること。研修会ではデモ操作を実施し、質疑応答に対応できる説明者を派遣すること。	○
	17 運用保守費用は管理者のみにかかることとし、利用者の運用費用は求めないこと。また利用者数に制限がないこと。	○
	18 将来的にシステムの拡大・拡充が可能となっていること。	
19 既存のシステムやネットワークとの連携について考慮されていること。		

射水市多職種連携支援システム機能要件一覧表

項目	機能	必須
基本機能	20 利用者はユーザーIDとパスワード等によるシステムへのログインができること。ログイン後は操作画面上に利用者(ログインユーザー)情報が表示されること。	○
	21 利用者はログインパスワードを変更することができること。パスワードを忘れた場合の対応策が講じられていること。	○
	22 システムメンテナンス情報等を周知することができるお知らせ機能を有していること。	○
	23 システム利用にあたり必要な様式類(運用管理規定、同意書等)を利用者が共有できること。	
	24 利用者全体でコミュニケーションをとることができる掲示板機能を有し、掲示板にはファイル添付ができること。	
	25 利用者間で連絡することができるメール機能を有し、メールにはファイル添付ができること。	
対象者登録	26 同意の得られた対象者を簡単に登録できること。対象者の必須登録項目は氏名、生年月日(年齢は自動表示)とすること。	○
	27 対象者の必須登録項目以外の項目は利用者が自由に入力し、基本情報登録を行う機能を有すること。	○
グループ作成	28 対象者1人に対し、支援する多職種等(システム利用者)のグループを作成できること。	○
	29 利用者は複数のグループに参加できること。またグループに参加する利用者数の制限がないこと。	○
	30 グループ内において対象者の基本情報や支援記録等を共有できること。	○
支援記録入力	31 支援した記録をフリーテキスト形式で入力できること。	○
	32 支援した記録を他の報告書等にも利用できるようテキストデータとして出力できること。	
	33 バイタル等の情報を入力できること。数値化した情報はグラフで推移が確認できること。	
	34 記録にはPDF等の汎用的なファイルを添付できること。添付したファイルをダウンロードできること。	○
	35 記録には画像ファイルを添付できること。添付した画像ファイルを画面上で拡大できること。	○
	36 記録には動画ファイルを添付できること。添付した動画ファイルを画面上で再生できること。	
	37 入力した支援記録は時系列で表示され、分かりやすく表されていること。	○
	38 支援記録の内容に応じ、重要度の設定ができること。重要度に応じて他の利用者へお知らせができること。	○
	39 支援記録の内容を他の利用者が確認したかどうかの既読表示ができること。	○
操作性	40 マウスやキーボードでの操作が可能なこと。	○
	41 パソコンの操作に不慣れな方でも簡単に操作ができること。	○
	42 必要な情報に簡易にアクセスでき、データの共有ができること。	○
	43 利用者の権限の範囲内でデータをいつでも編集できること。	○

第一次審査(書類選考) 提案内容評価表(案)

別紙 4

審査基準		評価(数値は配点)				
		A	B	C	D	E
确实性評価		/ 30点				
1. 業務の确实性	システムの利用環境や設定は適切で、厚生労働省が示すガイドライン等を遵守しているか。	5	4	3	2	1
	サーバーの設置条件は適切か。データセンターの安全管理対策はなされているか。	5	4	3	2	1
	厚生労働省が示すガイドライン等に遵守したセキュリティ対策がとられているか。	5	4	3	2	1
	システムの運用及び保守サポート体制が適切で、業務開始後に起こり得るリスクを認識し、対応が想定されているか。	5	4	3	2	1
2. 過去の導入実績	過去に同種・類似の事業を遂行した実績があるか。	5	4	3	2	1
3. 総合評価	システム構築のスケジュールや実施体制が具体的かつ明確に示されており、确实な遂行が見込めるか。	5	4	3	2	1
価格評価		/ 10点				
1. 初期構築費	見積金額が契約上限金額内か。また積算及び配分は明確かつ適正か。	5	4	3	2	1
2. システム運用費	見積金額が契約上限金額内か。また積算及び配分は明確かつ適正か。	5	4	3	2	1
合 計		/40点				

【評価の考え方】

A	非常に優れている
B	(AとCの中間程度と評価されるもの)
C	優れている
D	(CとEの中間程度と評価されるもの)
E	要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない

第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング) 提案内容評価表(案)

審査基準		評価(数値は配点)				
		A	B	C	D	E
内容評価						
1. 基本機能	システムのログイン方法が適切で、信頼性、情報セキュリティについて十分な対策がとられているか。	5	4	3	2	1
	利用者へのお知らせ機能やコミュニケーションツール(掲示板、メール機能等)が充実しているか。	5	4	3	2	1
2. 対象者登録 グループ作成	対象者の登録やグループ作成が簡単にでき、入力された基本情報を分かりやすく共有できるか。	5	4	3	2	1
3. 支援記録入力	記録入力やファイル添付が簡単にでき、分かりやすく表示されているか。	10	8	6	4	2
	支援記録の共有や他利用者へのお知らせ機能などが充実しているか。	10	8	6	4	2
	要求仕様以外の機能で多職種連携の強化が図れる独自性のある提案が含まれているか。	5	4	3	2	1
4. 操作性	システムの操作、画面表示等は分かりやすく、誰でも使いやすいものとなっているか。	10	8	6	4	2
5. 総合評価(業務の実施効果)	システム内容を総合的にみて、業務の効果(多職種連携の強化)は期待されるものが見込まれるか。	10	8	6	4	2
合 計		/60点				

【評価の考え方】

A	非常に優れている
B	(AとCの中間程度と評価されるもの)
C	優れている
D	(CとEの中間程度と評価されるもの)
E	要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない

多職種連携支援システム(ICTツール)の導入に向けた今後のスケジュール(案)

	日程案	2019										2020	2021	2022	2023	2024		
		4		5		6	7	8	9	10~								
多職種連携支援システム(ICTツール)の導入	公募型プロポーザル実施要領・仕様書等公表(市HP)	4/1	○															
	質問受付	4/5~4/12	←→															
	質問回答	4/19		○														
	企画提案書等の提出	4/22~5/10		←→														
	プロポーザル方式選定会議(第2回協議会で開催)	6月初旬					◎											
	審査結果の通知	6月初旬					○											
	業務委託契約締結・システム構築	7/1~9/30						←→										
	管理者向けシステム説明会(1回)	9月頃								○								
	利用者向けシステム説明会(2回)	8月頃							○									
	システム利用申請受付	9月~									←→							
	システム運用開始	10月~									→							
システム更新																→		
富山県医療・介護連携促進基盤整備事業(県補助金、初年度のみ)	申請	8月							○									
	交付決定	9月以降								○								
射水市在宅医療・介護連携推進協議会	第1回協議会	5月中旬			○													
	第2回協議会(プロポーザル会議)	6月初旬					◎											
	第3回協議会	.2月頃									○							
情報共有ツールワーキング部会	第1回ワーキング部会	5月頃				○												
	第2回ワーキング部会	6月頃						○										
	第3回ワーキング部会	12月頃										○						

射水市多職種連携支援システム構築業務委託

公募型プロポーザル方式選定会議（案）

【時間入り】

日時： 年 月 日（ ）

午後1時から3時

場所：射水市役所 会議室

次 第

1	開会あいさつ	13:00	5分
2	審査概要説明	13:05	5分
3	事業委託候補者の選定	13:10	80分
	(1) プレゼンテーション（順番は申請順）		
		13:10	①
	1 事業所 25分		
	・プレゼン 20分	13:35	②
	・質疑応答 5分		
		14:00	③
	(全体出入5分)		
	(2) 採点	14:30	10分
	(3) 採点結果集計（休憩）	14:40	15分
4	集計結果発表	14:55	5分
5	その他		

(計2時間)

住民普及啓発ワーキング部会

平成30年度在宅医療と介護を考える市民公開講座

～この街で この家で ずっとあなたといたいから～ 実施報告

日 時 平成30年12月2日（日）午後1時半～3時半

会 場 アイザック小杉文化ホール ひびきホール

来場者 約220名（スタッフ含）

内 容

○開会あいさつ 射水市在宅医療・介護連携推進協議会 高橋会長

○特別講演（午後1時35分～3時5分）

講 師 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター

歯科口腔外科部長 平野 浩彦氏

演 題 健康長寿はオーラルフレイル予防から

～口のささいなトラブルを見逃すな！～

内 容 口腔ケアや自身で噛んで食べることの重要性、かかりつけ医を持つことの重要性等について講演

○ワークショップ（午後3時5分～3時半）

座 長 高岡厚生センター射水支所長 竹内 智子氏

演 者 矢野神経内科医院長 矢野 博明氏

富山福祉短期大学学長 炭谷 靖子氏

エスポワールこすぎ施設長 松浦 佳紀氏

射水万葉苑居宅介護支援事業 高桑 早奈恵氏

新湊東地域包括支援センター 富田 克実氏

地域福祉課地域支援係長 宮本 節子

内 容 昨年度アンケートの質問に回答する形式で在宅療養に関するさまざまな支援（訪問診療、訪問看護、地域包括支援センター、ケアマネジャー、市の取組等）について紹介

○関係団体パネル展示・相談会

展示団体 医師会、歯科医師会、薬剤師会、射水市民病院、真生会富山病院
訪問看護ステーションひよどり、富山福祉短期大学
認知症地域支援推進員、射水市保健センター

相談会 お口の健康相談会

相談件数 21件

年代 40～64歳 11件、65歳以上 10件

内容 本人の口腔管理について 17件

介護する際の口腔管理について 3件

その他 1件

もの忘れ・認知症相談会

相談件数 6件

相談者 本人 3件、家族 3件

内容 もの忘れ等について 6件

医師会・保健センター健康相談会 骨密度測定 約60人

薬剤師会健康相談会 体組成測定 57人

平成30年度射水市在宅医療と介護を考える市民公開講座 アンケート集計表

アンケート対象者：208名

アンケート回収数：104名 回収率：50%

1 特別講演の内容はいかがでしたか？

大変参考	参考	あまり	全く	無記入	計
73	30	1	0	0	104
70.2%	28.8%	1.0%	0.0%	0.0%	100.0%

2 ワークショップの内容はいかがでしたか？

大変参考	参考	あまり	全く	無記入	計
53	42	0	2	7	104
51.0%	40.4%	0.0%	1.9%	6.7%	100.0%

3 在宅での介護経験はありますか？

ある	ない	無記入	計
36	66	2	104
34.6%	63.5%	1.9%	100.0%

4 在宅での介護に対して不安を感じることはありますか？

大変	多少	ない	無記入	計
19	56	14	15	104
18.3%	53.8%	13.5%	14.4%	100.0%

具体的な内容（抜粋）

- 仕事を続けられなくなりそう
- 仕事と介護、育児を両立できるか。父母が他の地域に居る場合はどうしたらよいか
- 仕事と介護の両立はできるか。実父母、義父母と介護時期が重なってしまったら不安
- 家族への負担
- この頃は高齢者に対してのスタッフの人数が少なくなっている
- 介護をする者が高齢化していることに不安を感じている

5 在宅医療や介護について、最も知りたいと思う情報は何か？（複数回答可）

訪問診療・看護	訪問介護	介護方法	看取り	相談機関	体験談	特になし	その他	無記入	計
43	29	40	14	20	20	1	3	15	185
23.2%	15.7%	21.6%	7.6%	10.8%	10.8%	0.5%	1.6%	8.1%	100.0%

具体的な内容（抜粋）

- 金銭面
- 在宅で看取りができるための具体的な手続き情報
- 自宅に往診に来てくださる医師について

6 あなたについて教えてください

所属の団体等（複数回答）

民生委員・児童委員	ヘルスポランテア	老人クラブ	ふれあいサロン	介護サービス事業所	その他	特になし	計
16	12	18	20	12	18	21	117
13.7%	10.3%	15.4%	17.1%	10.3%	15.4%	17.9%	100.0%

その他

病院（歯科） 看護師 食生活改善推進員 富山医療生協射水支部 地区社会福祉協議会
行政書士会射水支部 射水市役所

性別

男	女	無記入	計
27	74	3	104
26.0%	71.2%	2.9%	100.0%

年代

64歳以下	65～74歳	75歳以上	無記入	計
36	41	24	3	104
34.6%	39.4%	23.1%	2.9%	100.0%

(1) ワーキング部会実施状況について

・在宅医療介護提供体制ワーキング部会

月日	会場	出席者数	検討内容
H30年8月21日(火) 19:00~21:00	射水市役所 304会議室	6名	・在宅医療介護提供体制に関する課題の取組について検討
H30年11月20日(火) 19:00~21:00	射水市役所 304会議室	6名	・介護者アセスメント票の作成について ・市内介護保険サービス事業所へのアンケート調査(案)の検討
H31年1月17日(木) 19:00~21:00	射水市役所 201会議室	6名	・介護者アセスメント票(案)の検討 ・市内介護保険サービス事業所へのアンケート調査結果について

・情報共有ツールワーキング部会

月日	会場	出席者数	検討内容
H30年7月3日(火) 19:00~21:00	射水市役所 304会議室	5名	・多職種連携支援システム(ICTツール)の内容検討、導入に向けたスケジュール確認
H30年9月13日(木) 19:00~21:00	射水市役所 302会議室	6名	・他市のシステム運用方法の共有 ・システムの導入に向けた課題の共有
H31年2月4日(月) 19:00~21:00	射水市役所 201会議室	6名	・システム導入に向けた準備 公募型プロポーザル実施要領(案)等の検討

・住民普及啓発ワーキング部会

月日	会場	出席者数	検討内容
H30年7月11日(水) 19:00~21:00	射水市役所 305会議室	7名	・「在宅医療と介護を考える市民公開講座」の実施について(講師、内容等の協議) ・住民への普及啓発方法の検討
H30年8月9日(木) 19:00~21:00	射水市役所 302会議室	7名	
H30年11月12日(月) 19:00~21:00	射水市役所 201会議室	6名	・開催当日の役割分担等最終確認

平成30年度在宅医療・介護連携支援相談窓口 実施状況

1 相談対応件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
住民相談	7	2	9	8	4	3	6	4	2	45
医療機関・包括等からの相談	12	7	10	17	3	8	5	10	12	84

2 相談内容の抜粋

	対象	内容	対応
1	72歳男性と 65歳女性の夫婦	病院連携室より 夫婦とも妄想の傾向があり、治療の判断ができるのか不安あり。生活状況も悪く、入院費の支払いができず、対応支援について相談	包括支援センターと連携し退院に向けて支援調整（面談同席や自宅訪問、生活保護申請等）
2	92歳男性	病院連携室より 妻の関わりが得にくく、虐待も疑われる。入院継続の相談や支援の方向性についての相談	虐待の事実確認や支援調整（本人面談や転院支援等）
3	50代男性 （2号保険者）	ケアマネジャーより 脊髄小脳変性症で訪問歯科診療の必要あり。相談できる歯科医院について確認	訪問歯科診療申込書の利用や歯科医院との連携方法について支援
4	91歳女性	ケアマネジャーより 娘（精神科通院中）からケアマネジャー、介護者等への要求が止まらず、周囲が疲弊している。どのように対応すべきかの相談	現状の課題や娘の要求内容や対応の確認。娘の精神疾患の理解と対応支援

3 その他の業務

(1) 医療・介護サービス資源の把握

市ホームページで「いみず医療介護情報」を公開、内容更新

(2) 射水市在宅医療・介護連携推進協議会の開催（H30.5.21、H30.10.22、H31.2.20）

- ・在宅医療介護提供体制ワーキング部会（年3回）
- ・情報共有ツールワーキング部会（年3回）
- ・住民普及啓発ワーキング部会（年3回）

(3) 射水市終活支援ノートの作成

医療や介護が必要となっても本人や家族の状況に応じて自分らしい暮らしを選択していけるよう住民意識の向上を図ることを目的に、射水市民病院緩和ケア認定看護師の協力を得て「射水市終活支援ノート “思いを伝えるノート”」を作成した。